令和　８　年　　第　１　回

雫石町農業委員会総会

会　　議　　録

令和　８　年　１　月　21　日　開催

雫　石　町　農　業　委　員　会

令和８年第１回雫石町農業委員会総会会議録

１　開催日時　令和８年１月 21 日（水）　午後２時 00 分
２　開催場所　雫石町役場大会議室

３　出席した委員

農業委員

１番	藤村　正彦
４番	髙橋　浩之
６番	坂下　千枝子
７番	前　　茂見
８番	川口　英敏
９番	八丁野 よし子
10 番	松本　光正
11 番	黒沢　菜穂子

農地利用最適化推進委員

雫　石	木村　正美
雫　石	横手　克文
雫　石	小谷地　昇
御　所	髙橋　大和
西　山	滝澤　美紗子
西　山	柿木　一明
西　山	荒塚　秀則
西　山	山本　長栄
西　山	袖林　一
御明神	小志戸前　健一
御明神	南野　仁
御明神	新田　華織
御明神	松ノ木　奈々子

４　欠席した委員

農業委員　２番　晴山　英俊　３番　山崎　忍　５番　砂壁　純也

推進委員　雫石　階　保　　御所　吉田　光彦　　御所　米澤　晃
　　御所　新田　善男　　御明神　下川原　幸宏

５　議事

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について
報告第２号　農地法第１８条第６項の規定による届出について
報告第３号　農地の現状変更に関する届出について
議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否決定について

６　職務のため出席した職員

局長　太田　弘幸　　係長　松ノ木　拓也　　主任　上和野　恵太

開会時間　午後２時00分

議　長　　ただ今から、令和８年第１回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員８名、推進委員13名、計21名です。
雫石町農業委員会規則第１１条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長　　（資料に基づき説明）

議　長　　事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第１３条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委　員　　「異議なし」の声

議　長　　異議なしと認め、会議録署名人には ６番 坂下 千枝子委員、７番 前 茂見委員、書記には事務局の松ノ木係長、上和野主任を指名いたします。
次に報告第１号～第３号を行います。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　それでは、報告第１号～第３号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。
総会資料の３ページをご覧願います。
報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」、表のとおり７件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。
総会資料の４～７ページをご覧願います。
報告第２号「農地法第１８条第６項の規定による届け出について」表のとおり７件提出がありました。
番号１の解約理由は、現在の賃借人の規模縮小のためです。
番号２、及び７ページにあります番号７の解約理由は、解約し、今後第三者と賃貸借するためです。
５ページをご覧願います。番号３～４の解約理由は、解約し、現在の賃借人へ有償移転するためです。関連する案件をこのあと議案第１号で、ご審議いただきます。
番号５、６の解約理由は、解約し、今後第三者へ売買するためです。
総会資料の８ページをご覧願います。
報告第３号「農地の現状変更に関する届け出について」、表のとおり１件提出がありました。
番号１、届出人、〇〇。田１筆、面積1,847㎡のうち80.53㎡。変更の目的及び

理由は、農地の利用増進のため、進入路を設置するためです。例年、当該農地の南側圃場を田植えする際に、軽トラが南側圃場に近づくことができず苗配りに不便を感じていたため、一部農地に盛土して軽トラの進入路を設置するものです。

場所は参考資料の１ページにあります『現状変更：〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇ｍ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の２ページ～３ページをご覧ください。

現地は４ページにありますように雪一面でありましたが、Google 等を用いて確認しております。

工事完了後は、引き続き飼料用米を作付けていく意向であるため、周辺農地や道路への影響はないと考えます。

以上で報告を終わります。

議　長　　事務局から報告がありましたが、これに質問等などございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければ、報告第１号～第３号を終わります。

次に、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　議案第１号について説明いたします。

総会資料の９ページをご覧ください。

番号１、〇〇、田１筆、面積 5,273 ㎡、３条有償移転、
譲渡人　〇〇、譲受人　〇〇。

申請事由は、譲渡人の規模縮小のためです。

場所は参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇ｍ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の６～８ページをご覧ください。

番号２、〇〇、田１筆、面積 3,007 ㎡、３条有償移転、譲渡人 〇〇、
譲受人　〇〇。

申請事由は、譲渡人の規模縮小のためです。

場所は参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇ｍ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 10 ページ～12 ページをご覧ください。

番号３、〇〇、田１筆、畑５筆、面積計 87,707 ㎡、３条賃貸借、
貸付人〇〇、借受人〇〇。

申請事由は、借受人の規模拡大のためです。

場所は参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、上側の点は〇〇から〇〇㎞向かった場所になります。下側の点は〇〇から〇〇ｍ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 14 ページ～21 ページをご覧ください。

番号４、〇〇、田１筆、面積1,093㎡、３条賃貸借、貸付人　〇〇、借受人　〇〇。

申請事由は、利用権賃貸借の期間満了の更新のためです。

場所は参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇ｍ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の22ページ～24ページをご覧ください。

また、総会資料11ページ～12ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議　長　　事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を８番川口委員にお願いします。

８番松本委員　　はい。

議　長　　はい、川口委員。

８番川口委員　　川口です。それでは、議案第１号について報告させていただきます。１月16日、私、階推進委員、滝澤推進委員、柿木推進委員の４班４名と事務局で、雪の上からではありましたが、現地を確認してきました。

番号１について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料８ページのとおりの状況であり、売買後も引き続き牧草の圃場として管理していく予定であることから問題ないと思われます。

番号２について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料12ページのとおりの状況であり、売買後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

番号３について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料16ページ、20ページのとおりの状況であり、貸借後も引き続き牧草の圃場として管理していく予定であることから問題ないと思われます。

番号４について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料24ページのとおりの状況であり、賃借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議　長　　現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委　員　　（全員挙手）

議　長　　全員挙手ですので、議案第１号は原案のとおり決定いたしました。

以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻　午後　２時20分

以上が令和８年１月21日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和　８　年　１　月　21　日　開催

議　　長　　会　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人　　６番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

７番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿